

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	職業訓練校の教育環境改善とコースの強化、地域における就労・就学促進活動を通して、障害者が就労と就学の機会を得て、地域社会の一員として積極的に地域社会づくりに貢献する。
(2) 事業の必要性(背景)	<p>ミャンマー連邦社会福祉省と国際 NGO レプロシー・ミッション・インターナショナルの調査(2008年)によれば、同国には120万人を超える障害者が存在する。このうち32.1%は初等教育を受けておらず、93.75%はが定期的な収入を得る術を持っていない。障害者のいる世帯は、家族が障害を持つ家族の面倒を見なくては行けないという負担を抱えるだけではなく、介護のために就労できず、更なる貧困に陥る場合が多い。</p> <p>(イ) <u>不十分な職業訓練の機会</u></p> <p>障害者を対象とした職業訓練校は、負傷兵及び退役軍人を対象とした国営の職業訓練校1校、主に視覚障害者を対象とした NGO 運営のマッサージ師養成校1校、そして当会が支援している職業訓練校1校のみであり、大多数の障害者は職業訓練を受けたくてもその受け皿がなく、したがって就労もできないという悪循環に陥っている。当会が支援する訓練校は、2000年3月の開校からこれまでに973名の様々な障害を持つ障害者(18歳~40歳)に職業訓練を提供してきた。また、経済的に苦しい障害者が訓練に専念できるよう全寮制を実施しているが、この寮生活は、それまで自宅に閉じこもっていた障害者が初めて共同生活を経験し、社会性、自立性を身につける貴重な機会となっている。しかし、職員数も限られている上、例えば障害者がコンピューター技術を学べるコースとしては同国唯一であるコンピューターコースも教室が狭く、受け入れ可能な生徒数が年間18名に留まるなど改善の余地も多い。また外廊も幅が狭く車いすが通行できない、バリアフリータイプのトイレも数が限られているなど、視覚障害者や車いすを利用する障害者を受け入れる上での障壁が残っている。</p> <p>(ロ) <u>当事者団体による就労促進活動の不足</u></p> <p>基礎教育や職業訓練の機会を得てようやく就労しても、障害者の多くは、職場に障害者に配慮した設備が整っていない、職員が障害者と共に働くことに慣れていない、車いすや補聴器などの補助器具が買えないなどの理由から、働き続けることが難しい現状がある。このような状況を打開するためには、障害者自身が仲間を継続的に後押しして就労や社会参加を実現していく仕組みづくりが有効であるが、現在のところ、同国においては、障害者当事者による就労促進活動はほとんど行われていない。</p>

	<p>(ハ) <u>学齡期障害児童の低い就学率</u></p> <p>障害児を持つ家族の教育に対する理解の不足、学校における障害児童への配慮の不足、また学用品や学費が支払えないことなどが原因となり、対象地域の学齡期障害児童の就学率は 35%に留まっている。また、車いす対応のスロープやトイレがないなど、障害児童を受け入れる学校環境が整っていないことも障害児童の就学率の低さにつながっている。</p> <p>(ニ) <u>地域における障害者に対する理解の不足</u></p> <p>前述のように、同国では障害者に配慮した就労・就学環境や、人々の障害者への一般的な理解が不足しており、これが障害者の就労・就学をさらに妨げる要因となっている。障害者も地域社会の一員であるという意識を高め、積極的に障害者を受け入れる地域社会の実現は喫緊の課題である。</p>
<p>(3) 事業内容</p>	<p>事業は 3 年間実施する。事業第 1 期は職業訓練校のバリアフリー化、障害者就労・就学促進委員会（以下、就労・就学委員会）とその傘下に位置づけられる障害者自助団体（以下、自助団体）の創設及び訓練を開始し、これら団体による洋裁店などの小規模店舗経営を試行する。学齡期障害児童の支援や啓発活動も開始する。事業第 2 期は職業訓練校における様々な障害をもつ訓練生の受け入れ強化、就労・就学委員会と自助団体による小規模店舗経営や就学支援の実践に力を入れる。事業第 3 期は、私企業への職業斡旋や、小規模店舗経営の強化や拡大、また地域での啓発活動や就学支援も就労・就学委員会や自助団体が自ら実践していけるよう指導・助言を行う。</p> <p>(イ) <u>より多様な障害者への職業訓練の提供</u></p> <p>(a) <u>職業訓練校のバリアフリー化（1 期）</u></p> <p>現在、職業訓練校（敷地面積：2,000 平方メートル、床面積：1,151 平方メートル）は、職業訓練教室、寄宿室、事務所、集会室、図書室、食堂、浴室・トイレなど計 16 部屋がある鉄筋コンクリート造りの 1 階建ての校舎である。本事業を通して、職業訓練校の外廊の幅を広げ、構内の段差をなくして舗装する。またバリアフリータイプのトイレを増設する。現在扉式になっている外門を取り外し、車いす利用者も自力で開閉できる引き戸を新設する。トイレや中庭新設に伴い、給水塔と浄化槽を構内の別の一角に新設し、引き戸の新設に伴い塀を補強する工事も併せて行う。これらバリアフリー化を通して、視覚障害者や車いすでの移動が必要な障害者を訓練生として受け入れられる環境を整える。</p> <p>(b) <u>職業訓練コースの強化（1-3 期）</u></p> <p>職業訓練校では、3 学期制（1 学期 3.5 カ月間）からなる理容美容</p>

コース（年間受け入れ生徒数 45 名）、洋裁コース（同 45 名）、コンピューターコース（同 18 名）の 3 つの職業訓練コースと、コース修了生を対象に店舗経営コース（同約 13 名）をこれまで提供してきた。本事業では、同国の需要も多いコンピューターを学べるコースについて、敷地内にコンピューター教室を増設し、受け入れ可能生徒数をこれまでの 18 名から倍の 36 名に増員し、また、より就職に有用な技術を習得できるようカリキュラムを改善する。理容美容及び洋裁の各コースについても、訓練校卒業後に障害者が自ら起業できるノウハウ習得の強化のため、店舗経営を指導する教員を増員する。更に、自宅に閉じこもっていた障害者が、共同生活を通して自主性や協調性など実社会で暮らしていく力を身につけられるよう全寮制を実施する。

（ロ）当事者団体の創設とこれら団体による就労促進活動の強化（1-3 期）

障害者の就労や就学を促進するには、職業訓練の機会の提供や居住地域、就労・就学地域のバリアフリー化に加えて、当事者団体による障害者への継続的な後押しが必須である。現在、ダラー地区では、20 名のメンバーからなる自助団体がダラー地区 46 村のうち 13 村を対象に活動し、シュエピター地区では 168 名のメンバーからなる自助団体がシュエピター地区 27 村のうち 12 村を対象に活動している。本事業では、これらメンバーも含め、各村に 10 人から 20 人程度からなる小規模の自助団体を両地区合わせて 3 年間で計 18 団体創設する。これら 18 の自助団体の代表からなる委員会を各地区 2 委員会、計 4 委員会創設し、これら 4 つの就労・就学委員会、及びその傘下にある 18 の自助団体を通して次の各活動を行う。

（a）ビジネススキル強化研修（1-3 期）

1 期あたり 6 の自助団体を対象に、自助団体創設と育成（15 名/1 日間 x6 団体/年）、組織力強化（15 名/2 日間 x6 団体/年）、財務管理（15 名/1 日間 x6 団体/年）、機会均等と就労（15 名/2 日間 x6 団体/年）、の 4 項目について研修を実施する。

（b）障害自助団体による起業支援（1-3 期）

当会の指導のもと、当会と前述の 4 つの就労・就学委員会が、前述の職業訓練校卒業生を含む会員を擁する自助団体に、美容・理容店、洋裁店、タイピング・印刷店（第 1-3 期）、貸本屋、電気器具修理店、自転車タクシー店（第 2-3 期）など、地域住民のニーズを反映した小規模店舗を運営できるよう、散髪用椅子や店舗建築用木材など各種店舗経営に必要な資機材を提供する。なお、後者の貸本屋以

	<p>下の就労支援については、その成功可能性を第1期中に検討し、障害当事者である自助団体メンバーによる運営が可能と判断された場合に実施する。</p> <p>(c) 障害当事者への補助器具の供与 (1-3期)  就労・就学委員会を通じて、障害者の身体や障害の程度に応じて適切な補助器具を選定し供与する。</p> <p>(ハ) 学齢期障害児童の就学促進 (1-3期)  (a) 学齢期障害児童支援 (1-3期)  当会職員が就労・就学委員会とともに障害児を持つ家庭を訪問し、就学の必要性・重要性について家族との話し合いを重ねてゆく。また、授業についていけない障害児を対象に、当会の教育専門職員による各家庭での補習を実施する。学校側が障害児の通学を拒否するなどの問題が生じた場合には、就労・就学委員会とともに、学校や教育関係省庁などと交渉し、障害児を受け入れてもらえるよう学校側を説得していく。</p> <p>(b) 学校におけるバリアフリー環境整備 (2-3期)  対象地域において車いす対応のスロープの設置や通学路の舗装を行い、学校にはバリアフリータイプのトイレを設置する。</p> <p>(ニ) 啓発活動：地域における障害者理解の促進 (1-3期)  (a) 啓発資料の作成 (2期)  障害に関する概要や主要問題について記した啓発冊子、CD やポスターを作成し、ワークショップやイベントで配付する。</p> <p>(b) ワークショップ/イベントの開催 (1-3期)  政府関係者や村長を対象にした障害啓発ワークショップ (30名/1日 x6村)、教職者など学校関係者を対象にした特別教育に関する研修を (50名/3日間 x2回)、また障害者家族を対象にした作業療法的介護方法の研修 (30名/2日間 x6回) を開催する。また、国際障害者の日 (12月3日) のイベントや、重度障害者の社会見学、ミャンマー障害者地域活動会議の開催を通じて、地域における障害者への理解の促進を目指す。</p>
(4) 持続発展性	<p><u>職業訓練校の運営・維持管理</u></p> <p>職業訓練校及び同校を管轄する社会福祉省の資金調達力を含む業務遂行能力を高め、3年間の事業終了後を目途に、同校や同省がより主体的に職業訓練校の運営・維持管理を担えるようにする。また、私企業への職業斡旋や小規模店舗の販路の拡充を通して、これまでつながりのなかった様々な人々を巻き込み、訓練校の存在意義を地域に知らしめることで、同校を支える基盤の拡大を図る。</p>

	<p>さらに、就労に成功した卒業生による支援体制を構築し、訓練校の継続的発展に協力してもらう。職員や卒業生の自助努力を補足する必要がある場合は、当会が協力する。</p> <p><u>地域における就労・就学支援と啓発活動</u></p> <p>事業終了後は、本事業を通して育成、指導した就労・就学委員会や自助団体が主体となって、地域に住む障害者の就労・就学の推進や啓発活動に取り組んでいく。また、学校におけるバリアフリー環境（舗装道路など）の維持管理は、学校関係者及び地域住民が中心となって行う。</p>
<p>(5) 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p>(イ) <u>職業訓練の提供と各種職業訓練コースの強化</u></p> <p>(a) <u>職業訓練校のバリアフリー化</u></p> <p>【成果】バリアフリー化の結果、訓練生が安全かつ快適に校内を移動できる。</p> <p>【指標】構内の移動時間が短縮される。介助なしでトイレを利用できる。</p> <p>(b) <u>職業訓練コースの強化</u></p> <p>【成果】卒業生がより確実に就労に必要な技術や、実社会で暮らすための協調性と自主性を身に付ける。</p> <p>【指標】理容美容コース（87%）と洋裁コース（75%）の就労率が上がり、卒業生のほぼ全員が就労する。コンピューターコース（22%）の就労率が少なくとも50%以上になる。店舗経営コースの修了生の収入が倍額になる。地域社会の一員として地域住民の会合などに積極的に参加する。</p> <p>(ロ) <u>当事者団体による就労・就学促進活動</u></p> <p>【成果】自助団体のメンバーが技術を身につけ、就労の機会を得る。</p> <p>【指標】自助団体のメンバーが小規模店舗経営に携わり、1日あたり200円程度の、家計を支えられる収入を得る</p> <p>(ハ) <u>学齢期障害児童の就学促進</u></p> <p>【成果】対象地域でこれまで障害や貧困が理由で通学を諦めざるを得なかった子どもたちが、教育を受ける機会を得る。</p> <p>【指標】障害児の就学率が、現状の35%から70%以上になる。</p> <p>(ニ) <u>啓発活動</u></p> <p>【成果】障害問題に対する理解が深まり、地域住民が主体となって、障害問題や地域の問題に取り組むようになる。</p> <p>【指標】国際障害者の日のイベントに少なくとも計600名の地域住民が参加する。</p>